

北陸新幹線敦賀延伸に伴う魚津市観光プロモーション業務委託 仕様書

1 業務名

この業務は「北陸新幹線敦賀延伸に伴う魚津市観光プロモーション業務委託」(以下、「本業務」という)と称する。

2 業務の目的

2024年3月の北陸新幹線敦賀延伸を契機として北陸デスティネーションキャンペーンが開催される等、北陸への注目度が高まっている。本業務では、この好機に本市の観光素材や魅力が伝わるプロモーションを実施し、さらなる認知度向上や誘客促進を目的とする。

3 業務期間

契約締結日から令和7年3月21日(金)までとする。

4 業務委託金額

1,000千円以内(消費税及び地方消費税を含む)

※内閣府のデジタル田園都市国家構想交付金の対象事業

5 委託業務の内容

(1) プロモーションの実施

- ・動画投稿サイト、SNS、ホームページ等を活用したデジタルマーケティングを含むプロモーションを実施する。
- ・紹介するコンテンツは本市の観光・宿泊・体験・食・レンタサイクルなど(素材の提供可)
- ・具体的なコンテンツについては、市と協議の上進めることとする。

(2) 打合せ及び報告、協議

- ・業務着手時や業務遂行中、業務完了時等、適宜打合せを行う。(オンライン可)その他、必要に応じて電子メールやオンライン等で協議を行う。

(3) 報告書の作成及び提出

- ・プロモーション実施後に検証を行い、報告書を提出すること。(様式自由)

(4) 目標値（KPI）の設定

- ・本業務の目的を達成するうえで必要な目標項目と目標値がある場合は、具体的に設定し、その内容を提案書に記載すること。
- ・設定した目標値を達成した場合においても、事業効果の最大化を目指して業務を継続し、効果的な運用に努めること。

(5) 独自提案

- ・提案者は、契約金額の範囲ないで独自に推薦できる提案があれば、積極的に提案すること

6 受託者に提出を求めるデータ

実績報告やその他市が求める情報等

7 委託料の支払

委託料の支払は、業務完了後、業務の成果についての検査に合格したときに請求することができる。

8 その他留意事項

- (1) 本業務を遂行する上で必要な費用は、全て受託者の負担とすること。
- (2) 受託者は、本業務を通じて知り得た一切の情報について、漏えい、滅失、棄損等がないように注意すること。また、委託者が提供する資料等を業務の目的以外に利用し、または第三者に提供しないこと。契約終了後もまた同様とする。
- (3) 本業務の遂行にあたり個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。
- (4) 本業務の実施にあたっては、環境負荷の軽減（エコドライブの推進、再生紙の利用など）に努めること。
- (5) 本業務に関するクレームが発生した場合は、迅速かつ誠実な対応を行うとともに、発注者に報告すること。受託者が対応できないクレームが発生した場合は、迅速に発注者へ報告し、対応を協議すること。
- (6) 本仕様書に定めのない事項または解釈に疑義が生じた場合は、発注者と協議しこれを定めるものとする。
- (7) 天災その他不可抗力等の突発的な事情により委託内容に変更が生じた場合は、発注者と協議し対応するものとする。